

宿泊税の手続きはお済みですか

長野県宿泊税の導入(令和8年6月)に伴い
すべての宿泊施設において**手続きが必要**です

1 県への手続き

※ 営業許可を受けた(届出を行った)宿泊施設ごとに**手続きが必要**です。

1人1泊につき6,000円以上の
宿泊がある宿泊施設

1人1泊につき6,000円以上の
宿泊がない宿泊施設

特別徴収義務者登録申請

特定宿泊施設の申出

- 「1人1泊につき6,000円以上の宿泊」の確認にあたりましては、**裏面「宿泊料金の考え方」**をご参照ください。
- 市町村独自に宿泊税の導入を予定している**松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村内**の**宿泊施設**については**当該市町村に対して手続き**をお願いします(県への手続きは不要です)。

2 手続きの推奨期限

令和8年3月13日(金)

出来る限りこの期限までに手続きをお願いします

令和8年3月13日までに登録申請があった宿泊施設には、

- 👉 宿泊施設の所在地・名称等を印字した申告・納入様式を送付します
- 👉 毎月の申告・納入の際に書類記入の手間を省略できます

※ 手続きの最終期限は令和8年6月8日(月)です。

- 昨年11月上旬に県から各宿泊施設に郵送した申請書類をご確認の上、**郵送又はオンライン**により手続きをお願いします。
手続きの詳細については、県ホームページでもご確認いただけます。
https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html
- 宿泊税の申告・納入など、**制度開始後**(令和8年6月以後)に宿泊施設の経営者において**必要となる手続き**についても、上記県ホームページをご確認ください。
宿泊事業者向けの**説明動画を掲載**しています。

二次元コード



お問合せ先

- ▶ 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
- ▶ 長野県総務部 税務課 課税係 宿泊税担当
- ▶ ☎ 026-235-7048 (直通)
- ▶ ✉ zeimu@pref.nagano.lg.jp

長野県宿泊税における宿泊料金の考え方

〈手続きにあたってご確認ください〉

Q1 「1人1泊につき6,000円以上の宿泊」とは？

1人1泊につき6,000円以上の宿泊の有無は、食事代や消費税・入湯税などを除いた素泊まり・税抜きの宿泊料金により確認してください。

宿泊料金に含まれるもの	●宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額 例):清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に含まれないもの	●宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ●消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ●立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例):自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等 ●宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

Q2 食事代込みの料金設定しかない場合は？

各宿泊施設においてその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて宿泊料金を算定します。

なお、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q3 宿泊料金の割引や宿泊に対する補助金・助成金などがある場合は？

宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引した場合には、割引後の額を宿泊料金とします。

宿泊に対する補助金・助成金等、宿泊者以外の第三者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

Q4 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合は？

1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。